

第4章 市民

(市民の権利)

第10条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 個人又は個別の事業者として尊重され、快適な環境で、安全で安心して生活を営む権利
- (2) 行政サービスを受ける権利
- (3) 市政に関する情報を知る権利
- (4) まちづくり及び市政に参画する権利
- (5) 市に対して意見、提案等を表明する権利
- (6) 市に対して、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利

【解説】

第10条は、この条例の目的達成のために、市民に保障されるべき権利を定めており、これは、第11条（市民の責務）に対応しています。

- (1) 市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を込めて定めています。
- (2) 地方自治法第10条第2項で保障されている「住民の権利」を踏まえて、市民は対象となる行政サービスを等しく受ける権利があることを明確にしています。
ただし、行政サービスは、それぞれの法令等により対象者やサービスの内容等が定められている場合があり、この権利は全ての市民があらゆる行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。
- (3) 第7条（情報共有の原則）第2項において、市民と市の共有財産として定められている市政に関する情報について、市民の知る権利を定め、それを第21条（情報共有）や第22条（情報公開）において保障しています。
- (4) 第8条（市民参画の原則）では市政に対する市民参画の原則を定めていますが、ここでは、市民の権利として、まちづくりや市政に責任をもって主体的に関与できることを定め、それを第24条（参画）、第29条（市政運営の基本）等において保障しています。
- (5) 市政への参画の具体的な手段である意見、提案等の表明を、市民の権利として定め、それを第26条（住民投票）、第27条（審議会等）、第28条（意見募集）等において保障しています。
- (6) 個人情報保護の観点に基づき、市民の個人情報の管理についての権利を定めており、第23条（個人情報保護）において保障しています。



市の木 トチノキ

(市民の責務)

第11条 市民は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 基本的人権を尊重し、個人としての尊厳を侵さない責務
- (2) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、市民自治を推進する責務
- (3) 人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進し、自然環境の保全に努める責務
- (4) 次世代に配慮し、持続可能な地域社会の実現に努める責務
- (5) まちづくり及び市政への参画に関し、責任ある発言及び行動に努める責務
- (6) 市政運営に伴う負担を分かち合う責務

【解説】

第11条は、市民が自治における責務を有することを定めており、これは、第10条(市民の権利)に対応しています。この場合の「責務」とは、違反した場合に罰則が科せられるような強制的な「義務」ではなく、市民の主体的な意思と良心に基づく「責務」のことをいいます。

- (1) 第5条(人権尊重の原則)に基づく責務であり、まちづくりに限らず、市民として基本的人権の尊重に努めることを改めて定めています。
- (2) 第2条(この条例の位置付け)、第2章(自治の基本理念)に基づく責務であり、市民による協働や参画等の積極的な市民自治の推進を求めています。
- (3) 第6条(自然との共生の原則)に基づく責務であり、自然環境に配慮した循環型社会の構築には市民の協力が不可欠との考えに基づくものです。
- (4) 持続可能な地域社会とは自然環境への負担を将来世代に残さないという意味のみではなく、地域社会の将来を担う次世代を育成し、地域コミュニティを維持していくなど、広い意味での持続可能な地域社会を指しています。
- (5) 第8条(参画の原則)、第9条(協働の原則)に基づく責務であり、市民がまちづくりに参画し、協働するに当たっては、自らが自治の主体であることを自覚し、自らの発言や行動に責任を持つことが自治の基本であるということを定めています。
- (6) 行政サービスを含めた市政運営に伴う負担を分かち合うことを定めています。この場合の「負担」とは、市政運営の財源となる税金等のみに限らず、上下水道料金や各種施設の使用料等、そして参画や協働に伴う労力等も含め、幅広く捉えています。



市の花 アジサイ

(青少年や子ども)

第12条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、満20歳未満の青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

【解説】

第12条は、将来の栃木市を担う、青少年や子どもを市民として大切にするという栃木市の強い思いと姿勢を示すために、あえて青少年や子どもについて定めています。

第1項は、参画や協働の機会が限られる青少年や子どもにも、市民としてそれぞれの年齢等に応じて、まちづくりに参加する権利を保障することを定めています。ここでの年齢等に応じた関わり方とは、市政に対して意見を表明するなどの直接的な関わり方に限らず、各種ボランティアや地域でのごみ拾いの奉仕活動など様々なものが想定されており、それにより本来の青少年や子どもの活動を妨げるようなものではありません。

第2項は、青少年や子どもを取り巻く環境の悪化が指摘されている中、家庭や学校だけでなく、市全体で青少年や子どもが健全に育まれる環境の整備に努めなければならないことを定めています。

関連条例等

・ 栃木市子ども・子育て会議条例

(事業者の責務)

第13条 事業者は、その活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮し、地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

【解説】

第13条では、第11条（市民の責務）とは別に、事業者に対して特別な責務を定めています。

環境への配慮については、市民の責務として定められているものですが、事業活動が環境に与える影響はより大きいことを考慮して、特に事業者は自然環境や生活環境に配慮することとしています。

また、事業者の社会参加についても、市民や市と協働しながら、地域との調和を図るよう努めることを定めています。

(地域自治)

第14条 市民は、自主的な意思によって、身近な地域のまちづくりに取り組み、地域自治の推進に努めなければならない。

2 市は、市民による地域自治に関する活動について、その自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第14条は、身近な地域のまちづくりについて定めています。なお、この場合の地域とは、自治会、小学校区、中学校区など、まちづくりの広がりによって異なるものと考えており、その範囲を限定したものではありません。

第1項では、活力に満ち住みやすい地域をつかっていくために、市民が身近な地域のまちづくりに積極的に取り組むことを求めています。

第2項は、市は、地域自治を進めていくために必要な支援を行わなければならないことを定めています。

関連条例等

- 栃木市地域づくり推進条例
- とちぎ市民活動推進センター条例

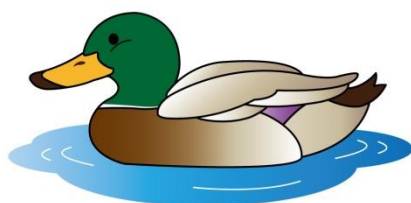
(交流)

第15条 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図ることが期待され、その経験をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

【解説】

第15条は、市外の人々との交流を通して得た経験をまちづくりに活かすことについて定めています。

まちづくりとは、地道な経験と情報の収集の積み重ねから始まるものであり、市外の人々との交流を通じた経験は、まちづくりにおいて大変貴重な財産です。そこで、市民にはその経験をまちづくりに活かすことが求められています。



市の鳥 カモ